

本件は、2026年2月25日公示 調達管理番号 25a00913 の再公示です。

公 示 日：2026年3月25日（水）

調達管理番号：25a00913

国 名：ザンビア国

担 当 部 署：経済開発部農業・農村開発第二グループ第四チーム

調 達 件 名：ザンビア国市場志向型稲作振興プロジェクトフェーズ2（業務調整  
／稲作普及）（現地滞在型）

適用される契約約款：

- ・「事業実施・支援業務用（現地滞在型）」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

## 1. 担当業務、格付、期間等

- （1）担当業務：業務調整／稲作普及
- （2）格付：4号
- （3）業務の種類：専門家業務
- （4）在勤地：マンサ市
- （5）全体期間：2026年5月中旬から2029年10月中旬
- （6）業務量の目途：36人月

## 2. 業務の背景

ザンビアの農業セクターはザンビアの労働人口の約6割が従事している主要産業であり（世界銀行2025）、同国の食糧安全保の生活水準の向上、加えて女性と若者の貧困と不平等の削減に大きな役割を担っている。現政権下における中期計画である第8次国家開発計画（8NDP、2022-2026年）においても、農業分野は鉱業に依存する経済構造の多角化を進める重要な分野として位置づけられている。

ザンビアは豊富な水資源と広大な耕作可能地を有し、農業開発ポテンシャルは高い。しかし低い灌漑率、研究・開発や普及への予算配分の偏りから、適正技術開発や農家への普及サービスや限られた市場アクセス提供に支障が生じているため、農業生産性が低くGDPに占める農業の割合は約2%に留まっている（世界銀行2025年）。加えて、気候変動への脆弱性、作物の付加価値化の低さ等、

多くの課題を抱えている。

農業政策の実施方針を示す「包括的農業変革支援プログラム（CATSP 2024-2033年）」において、メイズとキャッサバに偏重している作物生産の多様化の必要性が謳われており、中でも都市部を中心に近年消費量が增大しているコメは多様化を進める上で重要な作物とされている。

コメの増産を推進するため、ザンビア政府はCARDに加盟し、第3次稲作振興戦略（T-NRDS 2022-2026年）において、コメ生産量を2026年までに倍増することを掲げている。これらの政策や戦略文書に沿う形で、同国農業省(MoA)は、2012年から現在に至るまで、日本政府の支援により稲作に係る複数のプロジェクト（(FoDis-R<sup>1</sup>(2012-2015)、RDP<sup>2</sup>(2015-2019)、MOReDeP<sup>3</sup>(2019-2025)）を実施してきた。

FoDis-Rは、ザンビア農業研究所（ZARI）のインフラ整備と、その研究者、ならびに州政府の普及員、先進農家の能力強化を中心に活動し、RDPでは、稲作技術パッケージの確立や稲作普及手法構築のため稲作普及教材の体系化、先進農家向けの研修プログラムの提供が行われた。

前プロジェクトのMOReDeP（2019.10-2025.9）は、これまでの技術協力プロジェクトの成果を基に、ZARIにおける稲作技術の改良、ルアプラ州での稲作クラスター・アプローチ（※）の構築、西部州における市場志向型稲作振興モデルの開発を主軸として活動を実施し、成果を上げてきている。

しかし、今後、ザンビアのコメ産業の持続的・安定的な振興のためには、MOReDePの成果を活用しつつ、種子生産、栽培技術、収穫後処理、流通及び販売という一連の過程において対応すべき課題があることから、ザンビア政府は後継案件として、「ザンビア国市場志向型稲作振興プロジェクト フェーズ2（MOReDeP 2）」（以下、「本プロジェクト」）の実施に係る協力を日本政府に要請した。

要請を受けてJICAは2025年6月に詳細計画策定調査を実施し、同年11月にザンビア農業省とJICAザンビア事務所との間でR/Dに署名した。

なお、「案件概要表」は別紙のとおり。

（※）稲作クラスターとは一定数のコメ農家が活発な稲作を行っている地域を指す。クラスター・アプローチとは、対象地域を特定の上、クラスター化を促進する手法である。

### 3. 期待される成果

<sup>1</sup> コメを中心とした作物多様化促進プロジェクト

<sup>2</sup> コメ普及支援プロジェクト

<sup>3</sup> 市場志向型稲作振興プロジェクト

クラスター・アプローチによる稲作技術の普及と拡大が促進される。

#### 4. 業務の内容

(業務調整)

- 1) チーフアドバイザーの行う運営管理業務を補佐し、また相手国機関との協議を踏まえ、協力計画(実施計画、年間計画)のとりまとめを行う<sup>4</sup>。
- 2) 年間計画(在外事業強化費執行計画、ローカルコスト負担事業計画)の進捗状況の管理を行う。
- 3) 合同調整委員会への参加等を通じ、相手国機関のプロジェクト実施計画(インプットの規模等、プロジェクトを取り巻く環境)の把握を行う。
- 4) 提出する報告書の作成にあたり、チーフアドバイザーを補佐する。
- 5) 各種の広報活動を通してプロジェクトを積極的に宣伝する。
- 6) プロジェクトの専門家の行う技術移転に関する計画立案に関し、協議を行い、実施について支援する。
- 7) プロジェクトの円滑な実施に支障が生じた場合、関係機関、チーフアドバイザーと連携し、その解決にあたる。
- 8) 日本側チームの活動に伴う公金管理、物品管理、事務・会計・庶務を取りまとめ、その計画的な執行を図る。
- 9) 相手国、JICA、チーフアドバイザーとの連絡・調整役として、JICA 事務所等と協議をしつつ活動の効率化を図る。
- 10) 年次計画の進行に支障となる事項(機材通関、C/P の配置、相手国の予算等)に常時注意を払い、問題が生じた場合には、相手国、日本大使館、JICA 事務所等について十分に協議し、その打開策を見つけ出すとともにその解決の促進を図る。

(稲作普及)

- 11) 前プロジェクトの文献や情報及び関係者からの聞き取りや現地調査を通じて、対象地域において新たな稲作クラスター候補を特定する<sup>5</sup>。
- 12) 新規及び既存の稲作クラスターにおいて、コメ農家向けの技術ガイドライン

---

<sup>4</sup> 業務の内容の1)、2)、6)、7)に関し、チーフアドバイザーやカウンターパートとの緊密なコミュニケーションを通じて、協力計画の策定、その計画に基づいた実施、進捗状況、課題の把握と対応を行う具体的手法について、簡易プロポーザルで提案してください。

<sup>5</sup> 稲作クラスターとは一定数のコメ農家が活発な稲作を行っている地域を指すが、業務の内容の11)に関し、普及活動の対象地域となるルアプラ州において、ポテンシャルをどのような基準や考え方をもって判断するかについて、簡易プロポーザルで提案してください。

(GRiP<sup>6</sup>, AGRiP<sup>7</sup>, MeRiP<sup>8</sup>, MORiP<sup>9</sup>) を活用した稲作普及活動を通じて、以下を行う

- ①新たなコメ農家を増加させる。
- ②コメの作付面積を増加させる。
- ③コメの単収を増加させる。
- ④女性稲作農家の技術研修への参加を促進する。

13) コメ農家をライス・ステーキフォルダー・フォーラム等への参加を促進し精米業者や流通業者との交流機会を増やす。

14) 選定された稲作クラスターを訪問する買い手の数を増加させ、販売コメ量を増加させる。

簡易プロポーザルで特に具体的な提案を求める事項は以下の通り。

No.	提案を求める項目	業務の内容での該当箇所
1	協力計画の作成、それに基づく実施、進捗の確認、必要な対処に関する具体的な方法	4. 業務の内容 1)、2)、6)、7)
2	新たな稲作クラスター候補の選抜の実施方法	4. 業務の内容 11)

また、簡易プロポーザルで求める類似業務経験及び語学は以下の通りです。

類似業務経験の分野	アフリカ地域における業務調整または稲作普及業務
語学の種類	英語

## 5. 提出を求める報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガ

<sup>6</sup> 適正稲作実践ガイドライン

<sup>7</sup> 適正稲作実践ガイドライン（上級）

<sup>8</sup> 機械化稲作ガイドライン

<sup>9</sup> 市場志向型稲作ガイドライン

イドライン」を参照願います。

報告書名	提出時期	提出先	部数	言語	形態
ワーク・プラン <sup>10</sup>	渡航開始より1カ月以内	経済開発部（CC:ザンビア事務所）	－	英語	電子データ
			－	日本語	電子データ
		C/P 機関	－	英語	電子データ
3か月報告書	渡航開始より3か月ごと <sup>11</sup>	国際協力調達部（CC:経済開発部）	－	日本語	電子データ
業務進捗報告書	渡航開始より6か月ごと	国際協力調達部 （CC:経済開発部、ザンビア事務所）	－	日本語	電子データ
業務完了報告書	契約履行期限末日	経済開発部（CC:国際協力調達部、ザンビア事務所）	1部	日本語	電子データ

## 6. 業務上の特記事項

### （1）業務日程／執務環境

#### ① 現地業務日程

現地渡航は2026年9月下旬出発を想定していますが、公用旅券発給や受入れ確認の取付状況により前後する可能性があります。具体的な渡航開始時期等に関してはJICAと協議の上決定することとします。

#### ② 現地での業務体制

本プロジェクトに係る現地業務従事者は以下の通りです。

ア チーフアドバイザー／稲作技術（長期派遣専門家）

イ 業務調整／稲作普及（本専門家）

※ アは別途締結する業務実施契約に基づき実施。

<sup>10</sup> 現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載する。以下の項目を含むものとする。①プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）、②プロジェクト実施の基本方針、③プロジェクト実施の具体的方法、④プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）、⑤PDM（指標の見直し及びベースライン設定）、⑥業務フローチャート、⑦詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure等の活用）、⑧要員計画、⑨先方実施機関便宜供与事項、⑩その他必要事項

<sup>11</sup> 個人コンサルタントの場合は、最初の報告書は、2か月目終了後に速やかに提出する。

## (2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第 2 グループから配付しますので、edga2@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- ・市場志向型稲作振興プロジェクト フェーズ 2 詳細計画策定調査報告書
- ・市場志向型稲作振興プロジェクト フェーズ 2 R/D
- ・市場志向型稲作振興プロジェクト マニュアル・ガイドライン
- ・市場志向型稲作振興プロジェクト Project Completion Report

② 本業務に関する以下の資料が JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・ザンビア国 市場志向型稲作振興プロジェクトチーフアドバイザー業務業務完了報告書

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000056156.html>

## 7. 選定スケジュール

No.	項目	期限日時
1	簡易プロポーザル等の提出期限	2026年 4月8日 12時まで
2	プレゼンテーション実施案内	2026年 4月17日まで
3	プレゼンテーション実施日	2026年 4月22日 15時30分～17時
4	評価結果の通知	2026年 4月28日まで

## 8. 応募条件等

(1) 参加資格のない者等：ザンビア国市場志向型稲作振興プロジェクト フェーズ 2 詳細計画策定調査（評価分析）（調達管理番号：25a00083）の受注者（株式会社レックス・インターナショナル）及び同業務の業務従事者

(2) 家族帯同：可

## 9. 簡易プロポーザル等提出部数、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部

(2) プレゼンテーション資料提出部数 : 1部

(3) 提出方法 : 国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。(https://partner.jica.go.jp/)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

## 10. プレゼンテーションの実施方法

簡易プロポーザル評価での合格者のうち上位 2 者に対し、プレゼンテーションを上述の日程にて実施します。同評価も踏まえて、最終的な契約交渉順位を決定します。プレゼンテーション実施案内にて、詳細ご連絡します。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

- ・実施方法：Microsoft-Teams による（発言時カメラオンでの）実施を基本とします。
- ・一人当たり、プレゼンテーション 10 分、質疑応答 15 分を想定。
- ・使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
- ・プレゼンテーションでは、「業務実施方針」を説明。
- ・業務従事者以外の出席は認めません。
- ・原則として当方が指定した日程以外での面接は実施しません。貴方の滞在地によっては、時差により深夜や早朝の時間帯での案内となる場合がございます。予めご了承ください。
- ・競争参加者（個人の場合は業務従事者と同義）が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams のカメラオンでのプレゼンテーションです。（Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、システムが不安定になる可能性があることから認めません。）指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

## 11. 簡易プロポーザル・プレゼンテーションの評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

① 業務実施の基本方針、実施方法

36 点

- ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
  - (2) 業務従事者の経験能力等：
    - ① 類似業務の経験 20 点
    - ② 語学力 10 点
    - ③ その他学位、資格等 10 点
    - ④ 業務従事者によるプレゼンテーション 20 点
- (計 100 点)

## 12. 見積書作成に係る留意点

見積書は、契約交渉に間に合うよう、事前に提出をお願いします。

本公示の積算を行うにあたっては、「業務実施契約（現地滞在型）における経理処理・契約管理ガイドライン」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/resident.html>

### (1) 報酬等単価

#### ① 報酬：

家族帯同の有無		本人のみ（家族帯同無）	家族帯同有
月額（円/月）	法人	1,048,000	1,197,000
	個人	807,000	956,000

#### ② 教育費：

就学形態		3 歳～就学前	小・中学校	高等学校
月額（円/月）	日本人学校	43,000	-	-
	インターナショナルスクール／ 現地校		147,300	151,200

③ 住居費：2,400 ドル／月

④ 航空賃（往復）：2,141,456 円／人

### (2) 便宜供与内容

ア) 空港送迎：到着時のみ、便宜供与あり

- イ) 住居の安全：安全な住居情報の提供および住居契約前の安全確認あり
- ウ) 車両借上げ：プロジェクト車両を手配予定
- エ) 通 訊 備 上：なし
- オ) 執務スペースの提供：農業省及び農業研究所内における執務スペース提供（ネット環境完備予定）
- カ) 公用旅券：日本国籍の業務従事者／家族は公用旅券を申請  
日本国籍以外の場合は当該国の一般旅券を自己手配

#### （４）安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ザンビア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

#### （５）臨時会計役の委嘱

業務に必要な経費については、JICA ザンビア事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。関連するオリエンテーション（オンデマンド）の受講が必須となります。

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：経費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

#### （６）その他留意事項

なし

以上

## 案件概要表

**1. 案件名 (国名)**

国名：ザンビア共和国

案件名：市場志向型稲作振興プロジェクト（フェーズ2）

Market-Oriented Rice Development Project Phase 2 (MOReDeP 2)

**2. 事業の背景と必要性**

- (1) 当该国における農業セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け
- ザンビアの農業セクターは労働人口の約 51%が従事している主要産業であり（第3次国家農業投資計画、2024-2033年）、同国の生活水準の向上、加えて女性と若者の貧困と不平等の削減に大きな役割を担っている。現政権下における中期計画である第8次国家開発計画（8NDP、2022-2026年）においても、農業分野は鉱業に依存する経済構造の多角化を進める重要な分野として位置づけられている。豊富な水資源と広大な耕作可能地を有しているため、農業開発ポテンシャルは高い。しかし低い灌漑率、研究・開発や普及への予算配分に偏りがあり、適正技術開発や農家への普及サービスや限られた市場アクセス提供に支障が生じているため、農業生産性が低く GDP に占める農業の割合は約 2%に留まっている（世銀、2025年）。加えて、気候変動への脆弱性、作物の付加価値化の低さ等の課題を抱えている。

農業政策の実施方針を具体的に示す「包括的農業変革支援プログラム（CATSP 2024-2033年）」において、メイズやキャッサバに偏重する生産作物の多様化の必要性が謳われており、中でも都市部を中心に近年消費量が増大しているコメは多様化を進める上で重要な作物とされている。

コメの増産を推進するため、ザンビア政府はアフリカ稲作振興のための共同体（CARD）に加盟し、第3次稲作振興戦略（T-NRDS 2022-2026年）において、コメ生産量を 2026年までに対 2021年比で倍増することを掲げている。これらの政策や戦略文書に沿う形で、農業省は 2012年から現在に至るまで、日本政府の支援により稲作に係る複数のプロジェクト（FoDis-R（2012-2015）、RDP（2015-2019）、MOReDeP（2019-2025））を実施してきた。

「コメを中心とした作物多様化推進プロジェクト（FoDis-R 2012-2015）」では、ザンビア農業研究所（ZARI）に対してコメの試験研究に必要な機材供与や稲作試験圃場の設置が行われるとともに、研究者、普及員、先進農家の能力強化が行わ

れた。「コメ普及支援プロジェクト(RDP 2015-2019)」では、FoDis-Rの成果を踏まえ、栽培環境に応じた稲作技術パッケージの確立や稲作普及手法の構築のため、稲作普及教材の体系化や先進農家向けの研修プログラムの提供が行われた。続く「市場志向型稲作振興プロジェクト(MOReDeP 2019-2025)」では、これまでの技術協力プロジェクトの成果を基に、ZARIにおける稲作技術の改良、ルアラ州での稲作クラスター・アプローチ(※)の構築、西部州における市場志向型稲作振興モデルの開発を主軸として活動を実施し、成果を上げてきた。

今後、ザンビアのコメ産業の持続的・安定的な振興のためには、これまでの協力の成果を活用しつつ、種子生産、栽培技術、収穫後処理、流通及び販売という一連の過程において解決すべき課題があることから、ザンビア政府は強靱で競争力のあるコメ産業の確立を目的としてMOReDeP 2を日本政府へ要請した。

※稲作クラスターとは、一定数の稲作農家が活発な稲作関連活動を行っている地域を指し、クラスターアプローチとは、対象地域を特定しクラスター化を促進する手法。

## (2) 当該国に対する我が国及びJICAの協力量針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

我が国の「対ザンビア共和国 国別開発協力量針(2023年9月)」の重点分野の一つとして、「産業の活性化」を掲げ、小規模農家の生計向上、作物の多様化、生活インフラの基盤強化に資する農村地域開発に取り組む方針を示している。また、「対ザンビア共和国 事業展開計画(2024年4月)」では、「農村地域開発プログラム」を協力プログラムに定め、小規模農家の生計向上に向けてこれまでの協力成果を活かした支援を実施するとし、具体的には稲作振興を図るため、CARDの枠組みで技術協力による農家への技術普及から政策実施まで複合的な支援を継続すること、市場志向型農業振興(SHEP)アプローチの国内での定着を図ること、小規模農家の能力強化、市場アクセス改善及び収入向上を図るとともに、包括的なフードバリューチェーン開発に資する協力を展開することを掲げている。

本事業は、対象地域のコメの生産拡大に向けた稲作クラスターの構築・強化を通じて、小規模農家の生計向上を目指すものであり、我が国の援助方針に合致している。また、「ザンビア国別分析ペーパー(2025年3月)」において、農業セクターは経済成長を推進する柱の一つと位置付けるが、低い農業生産性、不十分な農業普及サービス、不均衡な政府の予算配分と作物の多様化を課題として挙げており、これらに対する取組の重要性を指摘している。本事業は稲作技術の普及と拡大促進を通じて、コメ生産量の増加を実現し、これらの課題解決に貢献するものである。

### (3) 他の援助機関の対応

- EUの資金による” Sustainable Intensification of Smallholder Farming Systems in Zambia (SIFAZ)” (2027年まで実施予定)は、ザンビア農業省、FAO、CIMMYTにより、ザンビアの零細農家を対象に持続可能で気候変動に適応したコメを含む作物生産や土地管理手法の促進活動、応用研究を行っている。
- チェコ共和国の資金による Mayukwayukwa 難民キャンプでのプロジェクトは、NPO 団体カリタス・チェコ (Caritas Czech) を通じて実施され、コメを栽培している元難民のために、技術支援、補助金、市場へのアクセスを提供している。
- 緑の気候基金の資金による” The Strengthening climate resilience of agricultural livelihoods in Agro-Ecological Regions I and II in Zambia (SCRALA)” プロジェクトは、農家が気候リスクに対する計画策定能力の強化と、気候変動に強い農業生産を促進しており、部分的にコメ種子配布を行っている。
- WFP がコメのバリューチェーンにおける各種の課題の解決に向け、コメの流通システムの強化や持続可能な種子生産・供給システムの開発等の分野で、JICA との間における情報交換、相互のプロジェクトにおける連携、広報活動等での協力を目的として、2025年1月、現地事務所間で協議議事録に合意・署名している。

## 3. 事業概要

### (1) 事業目的

本事業は ZARI のコメ研究体制及び能力の強化と、ルアプラ州を対象地域としたクラスター・アプローチによる稲作技術の普及と拡大の促進を通じて、同州のコメ生産量の増加とコメ農家の収入向上に寄与する。

### (2) プロジェクトサイト／対象地域名

ザンビア農業研究所 (ZARI) 及びルアプラ州の対象サイト (具体的な場所は今後決定)。

### (3) 本事業の受益者 (ターゲットグループ)

直接受益者：農業省職員、ZARI の研究者、ルアプラ州の普及員及びコメ農家  
最終受益者：ルアプラ州のコメ生産農家

### (4) 総事業費 (日本側) 約 2 億円

(5) 事業実施期間

2026年8月～2029年7月を予定（計36カ月）。なお、プロジェクトの開始は日本人専門家が現地に到着した日からとする。

(6) 事業実施体制

和名： 農業省農業局及びザンビア農業研究所

英名： Department of Agriculture (DoA), Zambia Agriculture Research Institute (ZARI), Ministry of Agriculture (MoA)

(7) 投入（インプット）

1) 日本側

① 専門家派遣（合計約72 P/M）：

長期専門家：

1. チーフアドバイザー／稲作栽培
2. 普及／業務調整

短期専門家：

収穫後処理等（必要に応じて）

② 研修員受入：検討中

③ 機材供与：検討中

2) ザンビア国側

① カウンターパートの配置

② プロジェクト実施のためのサービスや施設、現地活動経費の提供（カウンターパートファンド）

(8) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

現在、SATREPS 案件「薬培養及びシチズンサイエンスによる即時的稲品種開発体制の構築プロジェクト（RiceBACS 2023.10-2028.9）」として、育種基盤技術、薬培養、シチズン・サイエンスアプローチを統合した即時的なイネ品種開発システムの開発について実施中であるが、マンサ、マウントマクルにおけるコメ品種開発に関する人材の能力強化により、本プロジェクトの実効性・持続性に資するものとする。

また、無償資金協力案件「稲種子生産圃場及び研修施設整備計画（G/A 期間 2022-2027）」で種子生産圃場と研修施設が整備されることで、種子生産支援活動の拠点となり、相乗効果が大いに期待される。

## 2) 他の開発協力機関等の援助活動

現時点では、難民支援や、零細農家を対象にしたコメの種子配布や栽培技術普及、或いは気候変動の視点から持続的な農業の体形作りを目指す案件は存在するが、ZARI や州政府をカウンターパートにコメ栽培技術研究能力強化や、クラスターアプローチの導入を目指す本格的な技術協力の案件は見られない。

## (9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

### 1) 環境社会配慮

#### ① カテゴリ分類 C

#### ② カテゴリ分類の根拠

本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2022年1月版)上、用地取得や住民移転を含まない。また、コメ栽培はメイズやキャッサバ栽培の代替であり、環境への望ましくない影響は最小限と判断され、懸念事項とはならない。

### 2) 横断的事項

本事業は適性品種(早生品種)の開発や、適正な栽培技術の普及を行うため、気候変動対策(適応策)に資する可能性がある。

### 3) ジェンダー分類: 【ジェンダー案件】「GI(S)ジェンダー活動統合案件」

#### <分類理由>

本案件は、栽培技術の研究能力強化と市場志向型の稲作技術の導入を通じて、貧困状態にある小規模農家の生計向上に資する活動を実施する。

また、活動(2.6)は「ジェンダー主流化の観点から、女性コメ農家が技術研修に参加すること、ならびに市場情報の収集や稲作関係者との関係構築を目的とした展示会やフォーラムへの参加を促進する。」とし、ジェンダー主流化に配慮した内容としている。

## (10) その他特記事項

### ● 再定住における難民・元難民の活動

難民・元難民の再定住地がプロジェクトの対象地になる場合、早い段階から属性(難民、元難民、ザンビア人)を明確にして受益者をモニタリングすることが重要。

## 4. 事業の枠組み

### (1) 上位目標:

ルアプラ州におけるコメ生産が増加し、コメ農家の収入が向上する。

指標及び目標値:(プロジェクト終了後3年以内に達成することが期待される事項)

1. コメ作付け面積が XX ha から XX ha に増加する。
2. コメの単位収量が XX t/ha から XX t/ha に増加する。
3. コメ農家のコメによる収入が増加する。

(2) プロジェクト目標：

ルアプラ州の対象地域において、コメの生産量が増加し、コメ農家の収入が増加する。

指標及び目標値：(プロジェクト期間の完了まで)

1. プロジェクト対象地域におけるコメ農家数が XX 世帯から XX 世帯に増加する。
2. プロジェクト対象地域におけるコメ農家の単位収量がプロジェクトの支援を受けていない農家と比較して XX トン/ha 以上増加する。
3. プロジェクト対象地域におけるコメ農家のコメによる収入が XX %以上増加する。

(3) 成果

成果1：ZARI のコメ研究体制及び能力が強化される。

成果2：クラスター・アプローチにより稲作技術の普及と拡大が促進される。

(4) 主な活動

- 1.1 ZARI の研究体制（運営体制、優良種子の維持、品種選定、適切な栽培技術等）をレビューし、優先的に取り組むべき課題を特定する。
- 1.2 対象地域における優先課題に対応するため、各種試験を実施する。
- 1.3 試験結果を取りまとめ、既存のガイドラインを（持続可能性と強靱性を考慮して）改善する。
- 1.4. ZARI の研究体制の能力強化を促進・支援する。
  
- 2.1 MReDeP の成果に基づき、対象地区における新たな稲作クラスターの候補キャンプ（MReDeP の対象範囲内の候補も含む）を特定する。
- 2.2 GRiP、AGRiP、MeRiP、MORiP（※2）などのガイドラインを活用し、普及員およびコメ農家に対して技術研修を実施する。
- 2.3 既存および候補のクラスターにおけるコメ農家を定期的にモニタリングし、適切な研修を実施する。
- 2.4 収穫時に、コメ農家を対象に作付面積、コメの生産量、コメによる収入などのデータを調査する。
- 2.5 ライス・ステークホルダーフォーラムなどの機会を活用して、プロジェクトの活動を広報するとともに、コメ農家と加工業者・流通業者との連携を構築する。
- 2.6 ジェンダー主流化の観点から、女性コメ農家が技術研修に参加すること、並びに市場情報の収集やコメ関係者との関係構築を目的とした展示会やフォーラムへの参加を促進する。

## 5. 前提条件・外部条件

### (1) 前提条件

- 対象地域における政治および治安の状況が安定し、安全であること
- プロジェクトに深刻な悪影響を及ぼす可能性のある政策や組織構造の頻繁な変更が発生しないこと

### (2) 外部条件

#### <成果達成のための外部条件>

- 稲作に対する深刻な悪天候や病害虫が発生しないこと
- 大規模な自然災害が発生しないこと
- 職員、研究者、その他のスタッフに大幅な異動や交代が発生しないこと

#### <プロジェクト目標達成のための外部条件>

- 稲作に対する深刻な悪天候や病害虫が発生しないこと
- 大規模な自然災害が発生しないこと

#### <上位目標達成のための外部条件>

- 農業政策の実施指針である「包括的農業変革支援プログラム (CATSP 2024-2033年)」や「第3次稲作振興戦略 (T-NRDS 2022-2026年)」が大きく変化しない。
- ザンビア政府の財政状況が極端に悪化しない。

## 6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

### (1) 類似案件の評価結果

MOReDeP の終了時評価調査では以下の教訓が得られている。

#### 1) 実施機関とプロジェクト間の情報共有

新型コロナウイルス感染症の影響および 2021 年 11 月から 2023 年 6 月までのチーフアドバイザーの長期不在により、農業省（政策計画局、農業局、農業ビジネス・マーケティング局など）の上級職員との情報共有がやや限定的となり、さらに省内の人員不足がこれに拍車をかける形となった。しかし、中間レビューの提言を受けて、現チーフアドバイザーの派遣以降、プロジェクトマネジメント会議が開催され、カウンターパートファンドの確保に関する議論なども行われるようになり、状況は改善された。プロジェクトの円滑な推進のためには、プロジェクトとカウンターパートである実施機関との間で、初期段階から十分な情報共有を行うことが極めて重要である。

#### 2) カウンターパートの積極的な参加

MOReDeP においては、研修教材がザンビア側のカウンターパートと共同で作成・改訂されたことにより、彼らの主体性が醸成され、農家にとって理解しやすい内容となった。さらに、このアプローチは、将来的な改訂をカウ

ターパート自身で実施できるという点でも有利に働いている。プロジェクト活動は、カウンターパートの積極的な参加のもとで実施されることが重要である。

## (2) 本事業への教訓

上述の教訓を踏まえ、MOReDeP 2では、実施機関とのコミュニケーションをプロジェクト開始の初期から重視し、また、プロジェクト活動へのカウンターパートの主体的な参加を促して活動を進めていく。そのために、2名の長期専門家の内、1名は、Lusaka市内のMoAや同州郊外にあるZARI本部とのコミュニケーションを重視してZARI Mt. Makuluに置くこととするなどの配慮を行う。

また、これまでの協力実績や活動成果を踏まえて、現有の機材の効果的活用と維持、稲作栽培技術やノウハウの発信と共有、カウンターパートの主体的な関与、さらに出張旅費や経常費用を継続的に確保することにより、今後はザンビア側独力によるプロジェクト運営を構築し、持続性と自立発展性を高めることが期待される。

## 7. 評価結果

本事業は、ザンビアの開発課題、開発政策、並びに我が国及びJICAの協力量針、国別分析ペーパーに合致し、稲作振興を通じてコメ生産の増加と農家の所得向上に資するものであり、SDGsゴール2「飢餓をゼロに」及びゴール12「持続可能な消費と生産のパターンを確保する」に貢献すると考えられることから、事業を実施する必要性は高い。

## 8. 今後の評価計画

### (1) 今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり。

### (2) 今後の評価スケジュール

事業開始2ヶ月 ベースライン調査（但し、可能なものはMOReDePのエンドライン調査データを活用する）

事後評価は実施対象外

以上